

京都市児童福祉センター条例の一部を改正する条例（平成17年10月2

1日京都市条例第24号）（児童福祉センター総務課）

発達障害者の福祉の増進を図るため、京都市児童福祉センターに京都市発達障害者支援センターを設置することとしました。

京都市発達障害者支援センターの位置は次のとおりです。

京都市上京区丸太町通黒門東入藁屋町536番地の1

この条例は、平成17年11月1日から施行することとしました。

京都市児童福祉センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年10月21日

京都市長 梶本 頼兼

京都市条例第24号

京都市児童福祉センター条例の一部を改正する条例

京都市児童福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「児童及び知的障害者」を「児童，知的障害者及び発達障害者（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者をいう。以下同じ。）」に、「訓練等及び」を「訓練等，」に改め，「指導等」の右に「及び発達障害者に関する相談，支援等」を加え，同条中第9項を第11項とし，第6項から第8項までを2項ずつ繰り下げ，第5項の次に次の2項を加える。

6 センターには，発達障害者支援法第14条第1項各号に掲げる事業を行うための施設を置く。

7 前項の施設の名称及び位置は，次のとおりとする。

名 称 京都市発達障害者支援センター

位 置 京都市上京区丸太町通黒門東入藁屋町536番地の1

第2条第7号を同条第8号とし，同条第6号中「第1条の2第2項」を「第1条の5第2項」に改め，同号を同条第7号とし，同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 発達障害者支援法第14条第1項各号に掲げる事業

第6条第1項中「事業」の右に「(発達支援(発達障害者支援法第2条第

3項に規定する発達支援をいう。)に関する事業に限る。)」を、「者は、」の右に「次の各号に掲げる区分に応じ、1回につき、当該各号に掲げる額の」を加え、「又は手数料(以下「使用料等」という。)」を削り、同項に次の各号を加える。

(1) 本市の区域内に住所を有する者 1,500円

(2) その他の者 3,000円

第6条第2項中「使用料等の額」を「第2条第7号に掲げる事業に関しセンターを利用する者」に改め、「定める」の右に「額の使用料又は手数料(以下「使用料等」という。)を納入しなければならない」を加え、同条第3項中「前項」を「前2項」に改める。

附 則

この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(児童福祉センター総務課)